

賃金水準の変動を反映した契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 受注者は、履行期間内で履行開始日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、発注者に対して契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、基準日（請求日の属する月の初日を基本とする。履行開始日から12か月を経過した日以降で、残りの履行期間が2か月以上ある月に限る。）が属する月の初日から末日までの期間に行うことができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前契約金額と変動後算出額（変動後の賃金を基礎として算出した変動前契約金額に相当する額をいう。）との差額のうち、変動前契約金額の100分の1を超える額について、当該差額を反映するために必要な範囲で契約金額の変更に応じなければならない。なお、契約金額の変更に係る対象となる経費及び算出方法は、「賃金水準の変動を反映した契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前契約金額及び変動後算出額は、基準日をもとに、賃金水準の変動率等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始日（「賃金水準の変動を反映した契約金額の変更に係るスライド額について（協議）」を通知した日）から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と、第2項中「変動前契約金額と変動後算出額（変動後の賃金を基礎として算出した変動前契約金額に相当する額をいう。）との差額」を「直前の基準日における変動前契約金額と変動後算出額（変動後の賃金を基礎として算出した変動前契約金額に相当する額をいう。）との差額」と読み替えるものとする。